

平成21年度食品流通高付加価値モデル推進事業に係る公募の手引き

第1 趣旨

食品小売業は、地域に密着した食品販売活動に加え、大規模量販店との公正な競争、食生活に関する実践的情報提供等を通じて、消費者の食生活を支えてきた。

しかし、近年の厳しい経営環境や、担い手の高齢化、後継者の確保難等により店舗数が減少し、特に中心市街地においては、商店街の崩壊現象により、地域の最寄りの食品購入先が消失し、地域の消費者の利便が低下したほか、地域振興（まちづくり）への影響が懸念されています。

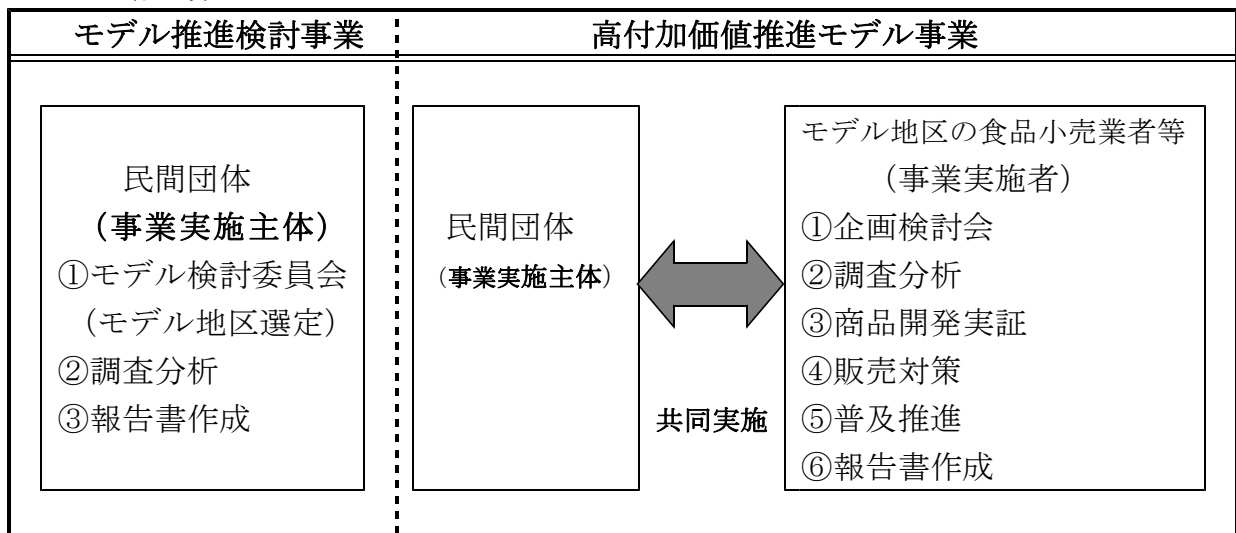
このため、民間団体が主体となって、食品小売業者や商店街振興組合等が生産者・産地と連携して行う地域農水産物の付加価値を高めるための商品開発や商店街全体として品揃えの強化又はサービスの向上を図る場合に支援を行うことにより、地域農水産物の消費拡大に寄与するとともに、食品小売業者等の活性化及び商店街（中心市街地）のにぎわい回復を促進することを目的とします。

第2 事業の概要

(1) 対象事業

本事業は、モデル推進検討事業及び高付加価値推進モデル事業を実施するものとしてします。

(参考)



(2) 事業内容

① モデル推進検討事業

ア モデル検討委員会の開催

学識経験者、食品小売業関係者等で構成される検討委員会を開催し、事業の総合企画、モデル地区の選定等について検討するものとしてします。

イ 調査分析

生産者、小売業者等への高付加価値等に関する実態調査、事業の総合的な

分析及び取りまとめを行うものとします。

ウ 報告書の作成

事業実施主体は、事業実施結果を取りまとめ、報告書を作成するものとします。

② 高付加価値推進モデル事業

ア 企画検討会の開催

①で選定されたモデル地区において、事業実施主体は、小売業者、生産者、経営コンサルタント等からなる企画検討会を開催し、地域農水産物のブランド化、オリジナル商品開発、商店街の品揃え強化等を行うための方策等を検討するものとします。

イ 調査分析の実施

モデル地区において、事業実施主体は、高付加価値等の先進事例及び地域生産地の実態を把握するための調査分析を行うものとします。

ウ 商品開発実証の実施

モデル地区において、事業実施主体は、各種専門家を活用して地域の実情に即した高付加価値モデルの確立を図るため、地域農水産物のブランド化、オリジナル商品の開発等を行うものとします。

エ 産地交流促進

モデル地区において、事業実施主体は、連携産地との交流を深めるため、産地交流会、講習会の開催や実証販売、産地フェア等を行うものとします。

オ 販売対策

モデル地区において、事業実施主体は、販売対策を図るため、必要に応じマニュアル作成等を行うものとします。

カ 報告書の作成

モデル地区の事業実施者は、事業の実施結果の取りまとめを行い、事業実施主体に報告するものとします。

第3 補助金の額、補助率

(1) 補助金の額

①モデル推進検討事業 7,013千円以内

②高付加価値推進モデル事業 17,850千円以内

この範囲内での事業の実施に必要な経費を助成します。

(2) 補助率

補助金の額の範囲内において、

①モデル推進検討事業 定額

②高付加価値推進モデル事業 1/2

なお、申請のあった金額については、補助対象経費等の精査により減額するほか、補助事業で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となる場合があります。

第4 補助対象経費の範囲

経費区分	内 容
旅費	事業実施主体の旅費規程に基づき支払う本事業に必要な経費。なお、旅費規程がない場合は、実費額を支払うものとし、支払実績（利用日、利用者、旅費の種類、出発地・到着地、用務の内容等）が分かるように書類を整理してください。
謝金	委嘱した委員、専門家への委員会出席に対する講師謝金。
会議費	委員会等におけるコーヒー代等の茶代に限ります。なお、委員会等に出席した人数分以上の支出、食事代・茶菓子代、申請者の役職員等又は構成員のみが出席する会議等に係る茶代は対象外となります。
会場借料	委員会等の開催に必要な会場経費に限ります。会議室の借料については、明示的に料金が確定できるもの以外は補助対象になりません。また、自前の会議室を使用した場合も、原則として対象外となります。
印刷製本費	アンケート用紙の印刷、委員会用資料の印刷等、本事業に必要な経費に限ります。なお、自前のコピー機を利用する場合は、原則として資料等のページ数と作成部数を明確にして実費（算定基準が明確になるものに限ります。）で精算する必要があります。
通信運搬費	本事業に要する電話代、切手代、運搬のための経費、資料の発送費等で、他の事業に係る経費と明確に区分できるものに限ります。
雑役務費	調査票の配布、回収、集計等、本事業に要する賃金。
調査分析費	アンケート調査、高付加価値等先進事例を調査するための必要な経費及び地域農水産物生産地の実態を把握するための調査分析に必要な経費。
商品開発実証費	地域の実情に即したモデルの確立のため、各種専門家に委託して、地域農水産物を活用したオリジナル商品の開発、ブランド化を行うために必要な経費、開発した商品について、実証するための料理講習会の開催（講習会用の原材料購入を含む。）及び参加者に対するアンケート調査を実施するために必要な経費。
産地交流促進費	消費者と産地の交流を実施するために必要な経費、地域農水産物を利用した料理教室等を実施するために必要な経費。実証販売を行うために仮店舗等を借り上げるために要する経費は、概ね月額30万円かつ坪単価1万円程度とし、かつ当該地区の借料相場を上回らないものになります。※借上げ期間は1ヶ月以内に限ります。
販売対策費	販売対策を図るための、マニュアル類を作成するために必要な経費。
原稿料	報告書等の原稿作成に要する経費に限ります。ただし、補助申請者の役職員又は構成員等に対する支払いは対象になりません。
報告書作成費	本事業報告書の印刷製本に必要な経費に限ります。

第5 記載例

課題提案書（取組内容に関する事項）

事業内容

団体としてのすべての活動ではなく、今回公募申請する事業内容や方策等についてご記入下さい。

1. モデル推進検討事業

- (1) モデル検討委員会
- (2) 調査分析
- (3) 報告書作成

2. 高付加価値推進モデル事業

- (1) 企画検討会
- (2) 調査分析
- (3) 商品開発実証
- (4) 産地交流促進
- (5) 販売対策
- (6) 報告書作成

実施方法

1. モデル推進検討事業

(1) モデル検討委員会について

①検討会委員の人選について (学識経験者、経営コンサルタント、公認会計士、出荷団体、卸売業者、食品小売業者 約8人)

例：〇〇大学経済学部教授

食品小売業関係についての功績も多く、活性化に貢献できるため

②検討委員会の進め方について (約4回開催)

例：第1回目は、・・・・・・・・・・モデル地区公募案等選定基準制定、
事業の総合企画。(モデル地区の公募開始)

第2回目は、・・・・・・・・・・モデル地区選定。

第3回目は、・・・・・・・・・・事業実施の状況について。

第4回目は、・・・・・・・・・・事業の総合分析、取りまとめ。

(2) 調査分析について (高付加価値の取組状況のための実態調査等)

調査内容の検討、調査票作成等

例：高付加価値に係る実態アンケート調査 (品目〇〇等)

生産者団体及び小売業者

生産者団体 〇〇〇農業協同組合 500組合

小売業者 食品スーパー 300社

(3) 報告書作成について

例：報告書作成・・・・・・・・・・事業実施の取りまとめ原稿作成

2. 高付加価値推進モデル事業

例：1. で選定されたモデル地区ごとに先進性、独自性のあるモデル事業実証
普及や方策について実施できる理由。

(1) 企画検討会

(2) 調査分析

(3) 商品開発実証

(4) 産地交流促進

(5) 販売対策

(6) 報告書作成

経 費 内 訳 書

(単位：千円)

区 分	事 業 費			備 考
	国庫補助金	自己負担	その他	
(例) (1) モデル推進検討 事業費 ①モデル検討委員 会費 委員謝金 旅費 会議費 ②調査分析費 調査費 分析費 ③報告書作成費 印刷費				貴団体の規 程による 〃 〃 〃 実費 実費 実費
(2) 高付加価値推進 モデル事業費 ①企画検討会費 ②調査分析費 ③商品開発実証費 ④産地交流促進費 ⑤販売対策費 ⑥報告書作成費 ※(1)において選定 されたモデル地区 実施経費で想定さ れるもの				
計				

(注)・備考欄には、経費積算の根拠を記載してください。

- ・補助金の交付決定前に支出される経費は自己負担となります。
- ・事業の一部を他の民間団体に委託又は間接補助する場合は、該当部分の経費が分かるように記載してください。
- ・謝金、賃金については、その単価等が分かる資料を添付してください。

